

公訴提起の在り方

1 拘束力のある議決の種類・要件

検察審査会の起訴相当の議決に対して法的拘束力を付与するよう切望する。

検察官の起訴独占主義の弊害が大きいため、起訴相当の議決に法的拘束力を与えるべきである。

検察官の裁量が余りにも大きいのは不健全なので、検察審査会に拘束力のある法的権限を付与するのは良い。

起訴相当の議決については、起訴を前提とした拘束力を持たせるべきであり、不起訴不当の議決においても、再捜査の拘束力を持たせるべきである。一方で、裁判員制度がスタートし、司法への市民参加が本格的に稼動するのであるから、検察審査会においても、これまで以上に責任を果たす制度にすることが、制度的なバランスをとるために必要かと考えられる。議決要件については、現状より過重とし、起訴相当に関しては全員一致とすべきである。

検察審査会制度は、率直に言って、理念の高邁さにもかかわらず、刑事司法の諸実践（プラクティス）・諸機能の現実に照らせば浮き上がったイメージを払拭できないことを踏まえ、法的拘束力制度の導入には慎重を期すべきである。

検察官の起訴制度との実質的なバランスがとれ、これと比肩できるような、公判維持の見込み等につき、より実効性を確保できる条件を煮詰め、専門的にみても納得できるものとしなければならない。

検察審査会の審査員は、素人で構成されており、感覚的判断しかできないのが実情と思われる。したがって、その議決に拘束力を認めるのは危険であるが、新たに審査会制度を改正して拘束力ある議決を認めるとしても、審査員の構成が変わらなければ、その範囲はせいぜい起訴相当とするものに限られるとするのが相当である。検察審査会が起訴相当と議決した事件は、直接管轄地方裁判所の審判に付し、裁判所が選任した弁護士が公訴の維持に当たることとし、証拠が不十分なものは早い時点で取り消す方向で制度を考えたらどうか。

検察審査会の起訴相当ないし不起訴不当の議決を踏まえて検察官が起訴に踏み切るケースは以前と比べると増加しているように思われますが、国民の司法参加の流れを踏まえて検察審査会の存在意義を一層高めるためには、その議決に何らかの拘束力を与えるのが相当と考えられます。殊に、裁判員が評決権を有する形での裁判員制度が採用された場合には、検察審査会の議決が全く拘束力を有しないままでは、裁判に国民の意思が直接反映されることと権衡を失することになると思います。

拘束力のある議決の種類としては、その内容に照らし、起訴相当の議決に限るべきものと思いますが、現行法制上、起訴相当の議決には11人中8人以上の賛成が必要とされており、これ以上に加重する必要はないのではないかと思います。検察審査会の議決の前に検察官において再捜査し処分を再考する余地を残すべきであるとの意見もありますが、検察官は意見を求められた場合には新たな証拠も提出できるものとするれば足りると思います。

ただし、起訴相当の議決がなされた場合においても、その後の捜査により真犯人が発見された場合など無罪方向の証拠が新たに発見され、検察官において起訴するに足る嫌疑がないと判断した場合には、再度不起訴とする余地を残しておくべきであろうと思います。

また、起訴相当の議決が適切になされるように、起訴相当の議決をするためには検察官の意見を聴取することを必要なものとし、検察官に新たな証拠の提出権を認めるほか、検察審査会において法律専門家による助言を求め得るものとすべきであると思います。

検察審査会の一定の議決に法的拘束力を持たせることについては、公訴権の問題であり、裁判実務に携わる裁判官の立場からは、検察審査会段階での手続に関して意見を述べるべき点は少ないが、その後に裁判手続を行う点からすると、起訴状に相当する書面の作成については、一般の起訴や付審判請求の場合との対比からしても、その後訴訟追行に当たる法律専門家が行うこととすべきであろう。具体的には、付審判請求のときの指定弁護士のような方法もあり得るものの、検察官が最もふさわしいと考える。付審判請求の場合には公務員による犯罪という面があるので同じく公務員である検察官ではふさわしくないということになるが、この場合は、ほとんどすべての犯罪が対象になり得る以上、訴訟を追行するのは検察官であっても問題はなく、起訴状に該当する書面を作成するのも検察官であるべきである。

拘束力を認めるべき議決を起訴相当の議決とすることには異論はない。ただし、国民の代表者が議決した以上、検察官に再考の機会を与えて、その後不起訴にしたときに再度の議決をしなければ起訴されないこととするのは、検察審査会の一定の議決に法的拘束力を与える趣旨からして疑問がある。このようなやり方は、1回目の議決では「不起訴不当」の議決しかできないことを意味するが、現在の勧告制度をより強力なものにしようとするときに、なぜ現在可能な1回目での起訴相当の議決ができなくなるのか、方向に逆行することになるのではあるまいか。

その他、手続的に検察官からの意見聴取を必要的にすること、リーガルアドバイザーを設けることに異論はない。

検察審査会の組織をより充実したものとした上で、検察審査会の一定の議決に法的拘束力を認めるのが相当である。検察審査会の審査員は、国民の意思を体現するものであるが、法的専門家ではないので、審査会としての意見を定めるに当たって専門家の意見を聴いた上で判断するのが相当である。すなわち、公訴提起できるか否かに関しては、専門家である検察官の意見を聴いた上で判断するものとする。また、検察審査会が求めれば、検察官以外の法律専門家による法的アドバイスも与えられるべきである。なお、検察審査会の起訴相当の決定に拘束力が認められるとする場合には、その決定は被疑者に直接の利害があるから、起訴相当と判断する事案においては、被疑者に書面等により意見を述べる機会を与えるのが相当であるとの見解と、被疑者は捜査において事情を聴かれているのが通常であるから、そのような機会を与える必要まではない（もっとも、書面等で意見が提出された場合は、それを参考にすることはできるが）との見解がある。ただ、前者の見解においても意見を聴く方法は直接的なものである必要はなく、検察審査会が適当な方法で聴けば足りるし、機会を与えても被疑者が意見を述べない場合等においてはそれまでに得られた資料に基づき判断すれば足りることになる。

これら専門家の意見等を参考にして検察審査会は議決するが、審査会の議決は尊重され

るべきである。ただし、公訴権は基本的には検察官にゆだねられており、公訴提起された事件の公判維持は検察官が担当するのが現実的である。起訴相当の議決は、現行と同様11人中8人以上を要するとの加重された要件が必要である。そして、この議決は法的拘束力を有し、その後の捜査で起訴を不可能とする事実が判明したときを除いては起訴すべき義務を検察官が負うとすべきである。不起訴不当の議決については、現行と同様検察官は事件を再起し捜査をした上で起訴不起訴を決すれば足りる。

2 拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方

少なくとも、不起訴を決めた担当者以外の者に担当させるべきである。状況を見て、独立した起訴相当案件の専門部門を設置することも考えられる。

起訴相当の議決があった場合は、検察官の再考を経ずして、弁護士から検察官と同等の権限を有する特別検察官を選定し、公訴の提起及び公判の維持にあたらせるべきである。

検察官が検察審査会の議決に基づいて再捜査し、なおかつ不起訴相当と判断した場合に、起訴を義務付けることは困難であるから、現行の付審判制度に類する手続を新設する必要があると考える。公訴の維持は、弁護士に委任することとなろうか。検察審査会自らが弁護士に委任することも検討されてよいと思う(当然、そのための予算措置を要するが)。

起訴は検察官がし、公訴維持も検察官がするのが相当である。この点、付審判請求事件は、弁護士が公訴維持にあたるが、これは検察官を含む公務員が犯罪主体となっている場合であり、その公訴維持を公務員がすることに公平さにおいて疑義があるためにやむなくとられた制度である。しかし、検察審査会が起訴相当とした事件は、そのような問題はなく、ときには審理途中に補充的な捜査が必要であることもあり、検察官が担当することがより適切であると考えられる。

検察官一体の原則からすれば、当然に目的意識が薄く、志気が上がらないはずの検察官に起訴・公判維持を取って強いることは、制度的な整合性を欠くこととなるので、拘束力のある議決であれば、付審判事件に類した制度を立ち上げるほかないのではなかろうか。

専門的意見を的確に反映する制度を根本的・画期的に変革すべきであろうが、一般的に言えば、当局者は、司法の分野においてもいわゆるフルプルーフ(foolproof)的説明がいかに困難であるかを一般国民に率直に語る必要があるのではないか。

訴追者については、公訴維持を検察官に行わせるのであれば、検察官とするか検察審査会とするかはどちらでもよいと思います。公訴維持を指定弁護士に行わせるものとするときは、公訴時効が切迫しているケースもあり得ることを考えると、指定弁護士よりも、証拠関係を十分把握している検察審査会が訴追するものとした方がよいと思います。

公訴維持については、付審判請求事件とは異なり、事件の内容について検察官に利害関係があるわけではありませんので、検察官の中立性を害するおそれはなく、検察官に行わせることでよいのではないかと思います。裁判所において無罪とされた場合に、検察官が自ら不起訴とした事件であるため十分な訴訟活動をしなかったのではないかと批判されるのを避けるため、付審判請求事件と同様に指定弁護士が公訴維持に当たるものとするとも考えられます。

決議に法的拘束力を付与する制度は不要であると考えるが、あえて同制度を導入するのであれば、起訴相当の決議に対し検察官が公訴を提起しないとき（検察官が起訴相当の決議を受け入れて公訴を提起することもある。）は、付審判事件の訴追・公訴維持手続に準じた手続を採用すべきである。

（理由）

1 検察庁は、検察審査会の決議を重視しており、不起訴不当あるいは起訴相当の決議があれば、直ちに当該事件を再起して再捜査に着手し、公訴を提起しない場合は必ず高検と協議するなど、慎重に処分を決定しているのが実情であり、決して検察審査会の決議を軽視することはない。

2 起訴相当の決議に対し、不起訴相当と判断した検察官に公訴を提起・維持させるのは、自己矛盾を強いるもので相当ではないと考えられることから、付審判事件に準じた手続を採用すべきである。

3 検察審査会の組織，権限，手続等の在り方

検察審査会の権限を大きくすべきである。

日本が世界唯一の検察審査会をより充実させ法的強制力を持たす。

検察審査会の議決に法的拘束力を認めることは、その権威を高める上で効果的であるが、そのためには、検察審査会自体の充実強化と検察官の権限との調整が問題となる。

仄聞するところでは、現在の検察審査会事務局には十分なスタッフが配置されていないようで、法的拘束力を持たせるに足る内容の議決をするためには、調査担当者の相当な充実が必要であろう。

検察審査会の起訴相当ないし不起訴不当の議決に基づき検察官が更に検討を加えた上で起訴された事案の無罪率が現在の刑事裁判における無罪率よりも相当に高いことからすると、一概には言えないかもしれませんが、検察審査会の議決に拘束力を与えられたことによる起訴事件については現在以上に無罪率が高くなる可能性もあり、これが刑事裁判の公判活動の活性化を招く面もあると期待しますが、同時に、被告人の負担を大きくする面もあり、国家賠償等による事後的措置では限界もあるので、有罪を得る見込みのない不当な起訴が行われることを防止することにも意を用いた制度とする必要があります。したがって、拘束力を有する議決を行うに当たっては、刑事裁判で有罪となる見込みを客観的に判断する必要があり、それには公判に提出可能となる見込みの証拠を的確に選別し、それに基づく立証の見通しを立てるとともに、裁判所に受け入れられる可能性のある法解釈に基づき訴因を構成する必要があり、リーガルアドバイザーの関与は不可欠であると思われます。そして、検察審査会の審査を踏まえた上での公判活動が必要になるので、そのリーガルアドバイザーが公判維持に当たるのが相当であると考えますが、検察庁が採用する処理基準や法解釈等に反する公訴提起が行われることもあり得るところ、そのような場合も検察官に公判活動をさせるということは妥当ではなく、無罪になった場合や不控訴とした場合に検察官の姿勢を疑わせることになりかねないことなども考えると、リーガルアドバイザーには検察官以外の者、弁護士が当たるのが相当であるように思われます。付審判事

件においては、指定弁護士側から、その訴追活動に対して捜査機関の協力が得られにくいとの指摘がなされることがありますが、通常の検察審査会の議決事件においては、捜査機関、特に警察との緊張関係が生じやすいようなものではなく、弁護士が捜査機関との適切な協力関係の下での訴追活動を行う経験を積むことは、刑事裁判の健全な発展のためにも有意義だと考えます。

なお、検察審査会の審査過程において行った取調べにより得た供述証拠を併せ考慮して起訴が相当であると判断した場合、公判維持のためには当該供述者が公判で供述を翻しても審査段階での供述内容を公判に提出することができる相応の余地を残す必要が生じることもあり、検察審査会の手続において、相当程度の信用性が保障される状況下で供述内容の証拠化を図ることができる手続（裁判所への証人尋問請求、リーガルアドバイザーが立ち会った上での偽証罪で担保され得る証人尋問の録音反訳等）を設け、かかる証拠に相応の証拠能力を与えることも考えられなくはないと思います（ただし、検察審査会の議決に拘束力を与えるのは特異で例外的な場合を念頭に置いた安全弁としての役割を期待するものであると考えるのであればかかる手続を検察審査会に与えずとも不起訴不当として検察庁での再捜査を促し、新たに検察官面前調書を作成させれば足りるとの考えもあるでしょうし、拘束力のある議決制度を積極的に活用すべきものとするのか否かで異なる制度設計となるように思われます。）

また、警察及び検察で捜査を続けて不起訴処分となった後、検察審査会の審査にも相当な時間をかけた上で起訴相当となった場合、公判での証人尋問においては証人の記憶の低下等の支障が生じる可能性もあるので、迅速な審査がなされるように環境整備が行われる必要があると思われます。

4 その他

被害者にも公訴権を付与すべきである。

被害者が、捜査・公訴に積極的に参加できる制度の創設が必要である。

検察審査会の審査権限を強化することは必要であるが、手続の秘密保持及び被疑者への弁護士付与を制度化するなどの措置を採るべきである。

起訴陪審を導入すべきである。現行法では、公務員である検察官の裁量による起訴便宜主義が認められているが、時に恣意的な判断がなされるケースもある。それを補う検察審査会は、審査結果に強制力もなくて、有名無実であるといっても過言ではないと思う。

現行の刑事訴訟法では、刑事事件の被疑者を起訴するかしないかを検察官が判断するという独占主義をとっておりますが、交通事故などで被害者の家族などが、検察官の不起訴に疑問があっても、説明を検察庁に求めても説明する義務はないとの理由で担当検事から拒否されてしまったりする例があるので、アメリカのように起訴するかしないかを市民が加わって判断するような制度を作るべきだと思っております。

検察審査会による起訴強制は、勝手にやってみるがよかろう。起訴の統一性に反し、恣意的・刹那的な起訴が行われるおそれがあるので、基本的には反対である。しかし、公判の立会や補充捜査などをすべてを検審と弁護士が行うのであれば、あえて反対はしない。

裁判員制度の代わりになるなら一石二鳥だが・・・。検審が勝手に起訴して、無罪が続出すれば、やがて素人判断の起訴強制がいかにか杜撰で非常識かが分かるであろう。

検察審査会法の改正が必要である。現行の検察審査会法では、審査員に欠員が生じたり、会議の当日に審査員が欠席した場合に補充員が代行することとされています。しかし、現状は、審査会議が開かれる当日に出席してみなければ、補充員が審査員に代わって仕事ができるかどうか分かりません。そして、補充員は、審査員と同じように1日拘束されています。また、日当も審査員の代行をした場合を除けば、審査員よりも低く抑えられています。これでは、補充員はやりがいがありません。検察審査会への申立事件が増えている現状を考えれば、検察審査会事務局での選定の際に、出席可能な者を選定し、かつ補充員を無くして全員を審査員とし、順位を決めて出席してもらおうという方法に改正すべきだと考えます。

検察審査会は非公開であり、議事録も開示されず、申立人は異議があっても意見を述べることさえできません。つい先頃までは、両親でも検察審査会への申立てではできなかったのです。また、「起訴相当」と議決が出て、何の法的拘束力もなく、市民が11人集まって一生懸命議論したことが活かされないことも結果としてあるのが現実だと思います。実際の議論も前半と後半で分断されると伺っておりますが、その点も最初に議論をしたメンバーは自分の責任が果たせたかどうか大変気になるとお聞きしたことがありますし、後半だけ参加された方は前半どのような論点が変わったのかよくわからないまま、議決に至ってしまって、これでよいのだろうかと考え込むと言われました。この点につきましても、公開、そして議事録の開示、異議申立権を認めること、そして起訴相当の議決が出たなら即座に代理人によって起訴をし、法廷で争っていただきたいと思えます。

検察審査員は「選挙人名簿から『無作為抽出』した者」である。そして、検察審査員11人で検察審査会が構成される。この検察審査会の議決意見の法的効力は、地方検察庁の検事正に対する『参考意見』に止まる、ということである。もしも、選挙人名簿から無作為抽出した者の検察審査員で構成される検察審査会の議決意見が地方検察庁検事正の「検察権」(これは、行政権の一つである。)を法的に拘束するものであれば、それは憲法違反である。何故ならば、「行政権は、内閣に属する」(憲法65条)のであり、「内閣は、行政権の行使について、国民の代表機関である国会に対し連帯して責任を負ふ。」(憲法66条)のである。検察権の行使について失態があれば、最終的には内閣が責任を負うのである。ところが、選挙人名簿から無作為抽出した者の検察審査員で構成される検察審査会の議決意見が「検察権」(行政権)を法的に拘束するものとするのであれば、それは、検察審査会の議決意見が最終的には内閣を法的に拘束するものとなり、これは明らかに憲法違反となる。だからこそ、「検察審査員で構成される検察審査会の議決意見は地方検察庁の検事正に対する『参考意見』に止まる」(検察審査会法41条)こととされているのである。

検察審査会事務局としては、審査員等の出頭確保のため、でき得る限りの努力をしているが、その出頭確保は非常に困難な状況にある。その原因は、法が、審査員等を国民から無作為で選定することにしていながら、候補者段階での除外事由が5条に限られているため、出頭不可能の方も候補者となっていること、8条1号から5号による辞任が認められるのは最終的に審査員等に選定された後であり、仮に辞任が認められても、その後

任を補充することができないため、辞任した方の数だけ審査員・補充員の数が減ってしまうことにある。

そこで、法改正を検討する際には、次の点につきぜひ検討をしていただきたい。

現行の法8条1号について、60歳以上となっている年齢を70歳程度まで引き上げること。

現行の法8条各号の事由により、審査員等の職務を辞した場合、その補充を認めること。

所在不明者、70歳程度以上の高齢者、管轄区域外への転出者、離島で出頭が困難な町村等、外形上明らかに出頭不可能な事由を有する方については、選管が候補者を選定する際に除外できるようにすること。

審査員等に選定されても出頭を拒む方が増加している現状から、の補充を認めないならば、補充員の数を現行の11人ではなく、20人から30人程度まで増員すること。

1 検察審査会事務局職員による審査員等の出頭確保について

(1) 出頭確保を困難とする事情等について

ア 検察審査会事務局職員の仕事として、最も重要で一番困難とされているのが審査員等の出頭確保であり、その帰するところは審査員等が検察審査会議（以下「会議」という。）に参加するという点についていかに動機付けるかということである。それについては、具体的な方策を案出すればそれで解決するという性質のものではなく、結局、これといった決め手というものはないのであるが、検察審査会事務局職員が個々の審査員等と対応する際に、会議に出席してもらうという誠意ときめ細かな配慮をすることが重要とされている。

イ 審査員等の選定手続については、まず、選挙管理委員会（以下「選管」という。）において、衆議院議員選挙人名簿登載者の中から「くじ」で予定者が選ばれ、次に、その予定者のうち法律関係者等の一定の職業に就いている者を除いて、残りの者の中から二度目の「くじ」で候補者が選ばれ、さらに、その後、検察審査会事務局において、選管で選ばれた候補者の中から、任期6か月、かつ、3か月毎に半数が入れ代わるということで、年4回に分けた三度の「くじ」により、年間44人の審査員等が選ばれている。

ウ 会議は、11人の検察審査員をもって構成される合議体であるが、検察審査員の辞職等による欠員及び会議当日の欠席のための補欠や臨時の審査員に備えて、更にその同数の補充員も選ばれ、事件審査等の体制として合計22人の審査員等が選ばれている。しかし、会議当日の出席者が補充員を含めて11人に達しないと会議を開催することができず、重要事項である審査員等の半数が入れ代わる際の会長互選や審査事件の議決などができないことになる。

エ 上記イでも触れている選管における候補者選定手続の段階においては、予定者に対する出頭可能の有無の調査はされておらず、法5条及び法6条の審査員等の欠格事由に該当する者だけを除いて候補者を選んでいるため、選管から検察審査会事務局に提出される候補者名簿の中には出頭困難とする者がかなり含まれているのが現状である。したがって、検察審査会事務局において候補者名簿に基づいて審査員等を選定しても、何らかの理由で出頭を拒否する者が出てくることになる。そこで、法8条5号の「やむを得ない事由」による辞職に関する対応をすることになるが、その際には審査員等全体で最低でも会議成

立の11人が出頭可能になるよう、出頭拒否者等に対し、検察審査会事務局職員が説得せざるを得ず、その説得が難題になっているものである。

オ 会議出頭拒否の理由としては、これまでの経験からすると、仕事の都合という理由が圧倒的に多く、その他には病気、高齢、家事の都合などがあげられる。それについては、3か月ごとに半数の審査員等が新しく選定される度に、検察審査会事務局職員において出頭確保のための説得等に粘り強い対応をしているものであるが、それでも出頭可能人数は良くて7割、つまり、会議の出席に協力できるとする審査員等の人数は当該の検察審査会全体で15名前後になるのが通常である。したがって、事件数が多く週1回の割合で会議を開くような場合には、中には仕事の都合で毎週の出席が困難という人もいて、会議は11人ぎりぎりという状態になるか、事情によっては定足数の11人に満たない小委員会による事件審査に至ることがある。そのため、議決が近いような場合には審査会長から前もってその予定日の出頭を審査員等に要請し、それに合わせて会議出席の調整をしてもらって、何とか乗り切っているのが実情である。

カ 審査員等の出頭確保については、前記エでも触れているように、法8条の「やむを得ない事由」等による辞職の対応の仕方によって、大きく左右されるものであるが、それについては安易な運用がされると検察審査会にとり最大の課題である審査員等の出頭確保が困難となり、議決に支障が生じることにもなる。したがって、社会通念に照らして出頭を強制するのが相当でないと考えられる場合を除き、単に休業による金銭的損失があるとか、勤務上大きな支障があるといった理由のみの場合には、検察審査会は、原則として辞職を認めないという場合が多い。

確かに、法の建前としては、審査員等に選定されたら、出頭の義務があり、正当な理由がなく出頭しない者には過料の制裁までできるようになっていて、出頭に応ずることが前提になっているのであるが、現実にはさしたる理由もなく出頭を拒んでいる者などがかなり多数にのぼっており、その者に対する制裁も事実上なされていないものであり、法と現実とのギャップは大きいと言わざるを得ない。しかも、法的に検察審査会事務局における選定手続のやり直しもきかないということから、結局、検察審査会事務局職員の説得にかかってくるものである。

その際の「やむを得ない事由」等の判断に当たっては、これまでの経験からして、選定された審査員等の方にも色々な事情が考えられるので、具体的な事案に応じて客観的に検討した上で検察審査会が決定し、事件審査に必要な出頭者が確保できるような場合や本人の出頭拒否が強硬な場合などには、状況に応じて柔軟に対応しているのが実情である。

キ 出頭確保の課題については、今後も現状のままであれば、依然として出頭確保に苦慮し、事件審査にも影響することが考えられる。したがって、立法論ではあるが、検察審査会事務局における審査員等の選定の基礎となる候補者名簿の確定に関して、選管における予定者の段階で除かれる欠格者はもちろんのこと、検察審査会事務局における選管から提出された候補者名簿に基づく審査員等の選定の前に、強硬な辞退申出者や「やむを得ない事由」等の辞職に該当する者など、選定されても明らかに出頭が難しい状況にある者かどうかなどの調査を実施し、そのような該当者をも予定者から除くか、又は候補者名簿から除くかして候補者名簿を確定させるようにするか、あるいは検察審査会事務局における選定のやり直しを認めるようにするとかいずれかの方法を採用することについて検討を

お願いしたい。検察審査会制度の一般市民に対する周知がまだ十分とはいえず、審査員等に選定された場合にも出頭が義務であると理解してもらえていない状況のもと、事務局職員において3か月ごとに半数の審査員等の出頭確保に不安をかかえながら仕事を続けているのは、事件審査という目的にも支障を与えているのではないかと考えられる。将来的には、選定された審査員等がほぼ出頭可能となるような何らかの立法的な対応を望むものである。

(2) その他の出頭確保を困難とする事由について

ア 候補者名簿確定後の管轄区域外への転出者について

選管から提出された候補者名簿に基づいて検察審査会事務局が審査員等の選定を行うに当たっては、当該検察審査会の管轄区域から転出した候補者を選定の対象者から除外しない扱いになっているものであるが、現在では就労、就学等の事情も変わり、候補者名簿の確定後に管轄区域外に転出する者が多く、しかも、なぜかしら不思議と転出者が選定されることがある。そのような場合は、ほとんどの者が遠隔地であることなどを理由に選定されても辞退を申し出たり、そのまま不出頭となり、出頭の説得を断念せざるを得なくなっているのが実情である。

転出者のような審査員等に選定されても明らかに就労が難しい状況にある候補者については、選定の前に候補者名簿から除くという作業ができるようになれば、選管及び検察審査会事務局での辞退申出者に対する説得等の対応が減少し、審査員等の出頭率も上がってスムーズな会議の開催にも資するものと考えられる。したがって、検察審査会事務局としては、本来の事件審査業務以前の審査員等の出頭確保に苦勞し、それに労力を費やしていることが多い実情からも何らかの対応が望まれる。

イ 補充員について

検察審査員と補充員の会議出席率の関係については、若干補充員の方の出席率が悪いようであるが、それは補充員に選ばれた者において、検察審査員でなく交替要員であり、行かなくても何とかなるだろうとか、補欠か臨時の審査員にならない限り検察審査員としての仕事ができないから興味がないと考えているようなところに理由があるのだろうと思われる。さらに、補充員の場合は、原則的には会議当初の欠席審査員に代わる臨時の審査員が選ばれたら、残りの補充員は会議の傍聴を認められるものの、評議の段階では退席させなければならないとなっており、その際の補充員の日当についても、定額で検察審査員より少なく、その扱いの違いを感じているところもうかがわれることから、それらのことも出席率に影響しているというように考えられなくはない。

審査が継続するような事件については、補充員としてもその事件の経過をある程度承知していないと、補充員から臨時の審査員になることが度々あるので、そのような場合に的確な判断に支障を来し、十分な審査ができないおそれもあることから、そのことを補充員に粘り強く説明して出頭の理解を求めている。また、出頭した補充員には、実際にもそのとおり次回以降の会議等に傍聴という形で参加してもらっているのが従前からの実態である。このような状況を踏まえたとうえで、議決の参加は無理としても、その余のことについては検察審査員と補充員が実質的にも同等にならないかという声が審査員等からも聞かれる。

ウ 高齢者について

高齢者については、法 8 条で年齢 60 年以上の者は審査員等を辞退することができる」とされているが、年齢に関して言えば 70 代でも事件の審査には十分に対応でき、豊富な人生経験を生かし、審査員として活躍している場合も多いのが実情と思われる。

しかしながら、病気の場合を別にして、どちらかという体調が悪いとかという程度の理由で出頭に応じてくれない者も少なくない。何とか最初の会議だけでもということ説得して、出席の際には雰囲気作りなどの不安を取り除くような配慮をした結果、次回も出席するということもあり得るが、実際には出頭困難な事由になっているのも間違いのないことである。

いずれにしても、年齢 60 歳の縛りは平均寿命が延びているという実態からして相当と思われず、例えば、制限年齢を上げるか又はその制限を撤廃するなどして、検察審査会事務局における候補者名簿に基づく審査員等の選定に際して、選ばれても明らかに出頭が難しい状況が認められれば、前記(1)のキの場合のように、候補者名簿から除くようにできるような何らかの見直しが考えられる。

(3) 現状における検察審査会事務局職員による審査員等の出頭確保に関する具体的方策について

出頭確保の具体的方策については、大きく二つの局面に分けられ、一つは第 1 回の会長互選会議への出頭確保であり、もう一つはその後に引き続く審査会議への出頭確保である。

ア 会長互選会議への出頭確保

第 1 回の会長互選会議に出頭してもらえれば、興味をもって次回以降も出席してもらえる例が多いことから、その出頭確保への努力はとりわけ重要とされている。

(ア) 選定してから初めて連絡を取るということになると、審査員等の中には「勝手に選んでおいて、何が出頭しろだ。」などと反発する者もあり、そのようなことのないよう、選定前の候補者の段階から働きかけていく必要がある。そこで、前もって選管に依頼して、選管が候補者に通知する際に「ごぞんじですか？検察審査会」や「検察審査員候補者のしるべ」等のリーフレットを同封してもらっている。

場合によっては、リーフレット等を見た候補者から選管に問い合わせがあることも考えられるので、選管に対し、「問い合わせに対しては、検察審査会制度を説明していただくほか、審査員等に選定されたときには出席していただけるようお話してください。」と依頼しておき、さらに、選管が忙しいときには、検察審査会事務局の方へ問い合わせをしてもらうよう説明してもらうこと等も付け加えている。

なお、選管とは、日頃から連絡を取り合っており、緊密な良い関係を保っておくことが前提となるので、広報依頼や選管との連絡協議会等の機会を有効に活用している。

(イ) 選管から候補者名簿が送られてきた段階では、検察審査会事務局からも最高裁判事局で作成したリーフレットや自庁で作成した検察審査会制度の説明書等を全候補者に送付し、さらに、選定前の適当な時期に候補者説明会を開催したりしている。

(ウ) 審査員等の選定直後に、検察審査会事務局長名で「あなたは検察審査員(補充員)に選ばれました。」という通知をするとともに、「検察審査会ハンドブック」や「広報テーマ」、任期終了審査員等の「感想文」(審査員等の不安を除き、興味を増すことにもなる。)、検察審査会の活動や議決についての新聞記事のコピー(検察審査会の社会的

意義を認識してもらうとともに、やる気を起こさせる。),「いずれ招集状を送りますので、気軽にご出席してください。」といった文書などの資料を同封している。

また、それと同時に、電話で選定された旨の通知をするとともに、必要に応じて、検察審査会事務局の方から選定された者の自宅又は勤務先を訪問して、出頭を依頼したり、さらに、会長互選会議の前々日や前日に電話で出欠の確認を取り、欠席と回答した候補者に対しては粘り強い対応をしている。

(イ)勤務先との関係で出頭できないことが判明した場合には、本人の了解を得た上で、検察審査会事務局から事業主や上司に対し、パンフレットや出頭の協力方を依頼する文書を送付したり、場合によっては、直接面談して理解を求めたり、出頭は労働基準法第7条にいう「公の職務の執行」に当たることを説明したりすることがあるが、それでも事業主や上司の理解が得られないことも多い。そういうときに限って、本人は出頭に前向きなことが多く、非常に残念な思いをすることになる。

イ 会長互選会議後の審査会議への出頭確保

会議への出頭については、第1回の会議でどのようなことを行うかにかかっていく面が多い。審査員等としての最初に参加した会議で難しい説明を聞いてしまうと、「なんだかよく分からない。」「難しくとても務まらない。」などと思って、次から出頭しなくなることもあるため、できるだけ分かりやすく説明するなどの工夫をしている。

(ア)まず検察審査会制度について、検察審査会を紹介するビデオの上映を併用するなどして分かりやすく簡潔に説明を行なう。その後、審査員等としては、審査事件の関係記録などについて、初めて見たり読んだりして、初めての体験のことばかりと考えられることから、審査そのものに興味を抱かすような雰囲気をつくるため、実際にごく簡単な事件の審査に入るのが審査自体に対する興味を深めることになる。これは、次回の出頭を促す効果も期待でき、その後の出頭確保にとっても有効な方法なので、できるだけそのように努めている。

(イ)次回期日を定めるに当たっては、単に全員の都合を聞くだけでなく、例えば、主婦の審査員等がいる場合には、家事に支障のないよう10時ころ始めて3時ころには終了するようにしたり、招集状にも会議終了予定時刻を書いておくなど、審査員等の身になった配慮をしている。

(ウ)会議当日には、一度会議に参加すると次第に事件審査に興味を持つようになることから、できるだけ緊張を和らげるような雰囲気作りに気配りをして、何とか出頭を確保するよう努力している。

(4) 審査員等の出頭確保に苦慮した事例等について

ア 距離的に遠い交通の不便な辺地とか、離島を抱えている検察審査会では、列車とバスの乗り継ぎとか、フェリーを利用しなければならないということで、出頭するのに時間がかかってしまい、普通は1泊のところを2泊という地域特有の問題があり、さらに、それに悪天候でフェリーが動かなかったりとか、災害が絡んだりして交通機関が利用できなく道路も閉鎖されるという状況も起こり得る。要するに地理的に不便なところの人が審査員等に選定されたりすると、出頭確保で大変苦勞することになったり、本人から辞退の申出があったような場合には出頭してもらうのを諦めざるを得ないことがある。

イ 農村地帯とか、漁村地帯を抱えている検察審査会では、農業や漁業だけではなく

季節労働者として都会に出稼ぎに行って生計を立てているということがあり、しかも、家族総出でやるという繁忙期もあることから、そのようなところの人が審査員等に選定されると、ほとんど出頭が見込めない状況になってしまうことがある。

ウ 単なる仕事が忙しいということで出頭が困難とする者には、自宅を訪問したり、会社を訪問したりして、本人や雇主又は上司などに検察審査会制度を説明して理解を求め、できるだけ出頭してもらうよう要請している。

しかし、その際、本人から勝手に選んでおいて出てこいとは何事だとか、あるいは同居の家族から本人は出られないというように強い口調で文句を言われたりして、その対応に苦慮することがある。そのようなときには、時間をできるだけ長く取って説明して理解を求め、出頭してもらえよう粘り強い努力をしているものの、そのように強く出頭を拒否するような人については、どちらかというと言得の余地がなく、時間をかけても余り効果が上がらない場合が多い。

エ 審査員等の選定の結果によっては、小さい子供のいる主婦が複数選ばれ、1歳未満の乳児から5歳ぐらいまでの幼児が多数集まることもある。その場合には、乳児等のためのベビーベットの準備及び搾乳室の手配などをするのであるが、元気のいい幼児が3人もそろると、会議室の中を走り回ったりとか、喧嘩をして泣き叫ぶとか、挙げ句の果てには事務室の机の引き出しの中をかき回すというような状況になる。そのために、事件の審査に支障が出たり、目を離せないようなことになり、会議当日には検察審査会事務局職員の仕事室が託児所のようなことがあるが、それも会議当日の出席人数の確保からやむを得ないと観念してやっていたものの、うれしいやら困るやらの会議が任期終了まで続いたことから大変な思いをしたことがある。

オ 審査員等の半数交代後に初めて開く会長互選会議について、欠席者が多く会議成立の11人の出頭が困難な状況になったことから、自宅を訪問したり、職場を訪問したりして、何とか11人の出席の約束を取り付けたものの、会議当日にその約束にもかかわらず欠席した者がいて、しかも、欠席者とは電話連絡も取れず、結局、その会議は流会になってしまったことがある。そこで、新たに会長互選会議の日を指定して、隣町で距離が遠く、高齢かつ歩行困難で車椅子利用ということから、当初から出頭を固辞していた人の自宅を訪問して、タクシー利用を条件に付き添いの協力も得て、何とか会長互選会議の開催に必要な定足数の11人を満たすという苦勞をしたことがある。

カ 審査事件の議決予定の次回期日について、前もって審査会長からその日の出席を要請されていたものの、会議の前日の時点で出席との回答者が10人で会議成立に1人足りず、その予定の日に議決をしないと審査員等の半数が交代する次の選定日が切迫していて会議の開催が困難になるという状況に陥ったことがある。そこで、再度、それまで出頭したことのない審査員等も含めて、事情を説明して半日だけでも何とかならないだろうかと電話連絡を取ったところ、それまで仕事が忙しいということで一度も出席していなかった補充員の人などが何とか半日だけ都合を付けてくれ、その人は最初で最後の出頭で任期終了になったものであるが、何とか議決にこぎ着けたということがある。

キ 選定された審査員等は、出頭に前向きなもの、雇主が協力的でない場合があり、その雇主から、この不景気な時代にうちのような小さい会社で社員を休まされたら会社が成り立たないというように、強い口調で電話をかけてきたということがある。この場合は、

説得できるような状況でなかったことから、本人自身にやる気のあるもったいない場合であったが、出頭確保のための説得を断念したということがある。

ク 会議の出席者について、いつも定足数である11人ぎりぎりの状態であったところ、会議の数日前に審査員等のいる地域で災害が発生して、交通遮断や本人の避難等から連絡不能の状態になり、結局、審査員等の人数がそろわなくて予定されていた議決ができず、次回に延期したということがある。

(5) 出頭困難な状況にある審査員等が出頭に協力してくれた事例等について

ア 選定された審査員等には、仕事をしている人や無職の人を含めて、検察審査会制度について新聞やテレビで見知っていたとして、出頭に協力的な人が多いのも事実であるが、中には勝手に選んでおいて出てこいとはどういうことだとか、仕事が忙しくてそんなところに行っていられないというように、電話で文句を付けてくるような人もいる。どちらかというとそのような人は最後まで出頭に協力してくれないのが通常であるところ、検察審査会事務局の方で時間をかけて説得に当たり、最終的に納得してもらい、会議には最初から最後まで休まず出席してもらったということもある。

イ 審査員等の選定の結果によっては、なぜかしら不思議と管轄区域外への転出者が選ばれることがあり、そのような人についてはほとんどの場合が遠隔地で出頭困難ということになるものであるが、極めてまれではあるが主婦ということと、子供がいないということから出頭に協力してくれたことがある。それも、北海道と岡山県との間を往復するということであり、しかも、飛行機が嫌いで原則として列車を乗り継いでということと、3日かかりで週1回開催の会議に毎回のように出席してもらった。そのお陰で11人がそろって会議が成立することになったが、このような形でやっと議決の可能な状態を確保していると言っても過言でなく、本人はもとより出頭に協力的である配偶者にも頭の下がる思いをしている。

ウ 最近においては、司法制度の改革に関連して、検察審査会制度や検察審査会の議決に関してもマスコミ等で報道され、一般市民にもこの制度がこれまで以上に周知されつつあると思われるが、若い人を含めて検察審査員の仕事をしたいということで電話をかけてきたり又は直接検察審査会事務局の窓口を訪れたりすることが時折ある。その際には、希望したからなれるものではなく、「くじ」に当たらないとなれないというように説明しているものの、実際には出頭確保に苦勞しているのに、何ともったいないことだと思ったりすることもある。

2 審査員等からの意見について

(1) 公訴時効に関して

事件の審査申立てに当たっては、捜査機関における捜査が長引いたりとか、申立人が公訴時効について承知していなかったということで、公訴時効が切迫していたり又は公訴時効が完成している状態で申立てがされるケースがしばしば見受けられる。このような事件においては、十分な会議時間が確保できないという場合も少なくない。起訴と同様に、審査申立てがなされたら公訴時効を停止させるなど、何らかの対応の必要性があるものと思われる。

(2) 検察審査会における不起訴不当及び起訴相当の議決に対する検察庁からの回答について

検察審査会の不起訴不当及び起訴相当の議決の理由については、検察官を納得させるという意味合いから、比較的詳細な理由を記載する例が多いと思われるが、検事正から審査会長宛での不起訴維持の通知書は、不起訴処分にしたということだけで、その処分に至る理由が示されていない。

不起訴維持の通知については、法的な根拠がなく、検察庁における内部通達等によりなされているようであり、また、不起訴維持に至る理由については、審査会長名の文書による照会であっても、その都度まず回答すべきかどうかを検討するというこのようであり、検察庁では必ずしも回答に応ずるといふ言い方をしていないようである。

不起訴維持に至る理由の回答については、法的な根拠がなく、しかも、検察審査会の議決に法的拘束力もないことから、検察庁が回答に消極的なことも理解できないことはないが、法律の素人である審査員等が議決の理由で指摘したことに対して、法律専門家の方で回答に応じるのが道理というように、審査員等からも疑問の声が聞かれる。

(3) 審査員等の任期について

審査員等の任期である6か月については、本人達からすると、6か月はあっという間に過ぎて、やっと慣れたころに終わってしまったということで、1年くらいはやってほしいという意見が多いようである。事件の審査に関してはそのとおりであり、出頭に協力的な審査員等の会議への欠席がほとんどないことから、任期の期間が延びても出頭の確保に支障になるとは思われず、また、検察審査会事務局における選定の手続も、年4回から2回に減って事務の簡素化になり、それが可能ということであれば結構な話である。もっとも、初々しい意見を聞くには6か月の方が良いというように考える人もいるようである。